

報告第6号

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和3年6月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和 2 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目 次

令和2年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

ページ

1	事業の概要	3
	総括表	6
2	事業実績	
	(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びに スポーツに関する各種大会の運営に関する事業	7
	(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業	12
	(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業	13
	(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業	13
	(5) 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の 管理並びに運営に関する事業	16
3	令和2年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事会開催状況	18
	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿	19
4	令和2年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員会開催状況	20
	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿	21

令和2年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

1	貸借対照表	25
2	貸借対照表内訳表	26
3	正味財産増減計算書	28
4	正味財産増減計算書内訳表	30
5	財務諸表に対する注記	33
6	附属明細書	35
7	財産目録	36

令和2年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算監査報告書	41
-------------------------------	----

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款	45
---------------------	----

令和2年度

事業報告

1 事業の概要

令和2年度はコロナ禍の中、安全・安心にスポーツを実施できる環境を提供することで、区民の健康づくりやスポーツの普及に努めてきた。

さらに、区民体育祭やスポーツレクリエーション大会の運営のほか、指定管理施設と受託施設の管理運営においては、安全・安心を第一義とし効率的な運営を実施した。

(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業(第1号事業)

① スポーツ・文化教室の開催

区民がスポーツ及び文化に親しみ、健康で潤いのある豊かな暮らしを実現するために、多様なスポーツ教室・講座を積極的に企画開催した。また、新型コロナウイルス感染症対策として、スポーツ庁のガイドラインに沿った予防策を講じ、安全・安心な開催に努めた。開催場所は、区から受託するスポーツ施設・集会施設に加え区内全域の区立施設等のほか野外スポーツ施設等、事業内容に応じて区外でも実施した。

下高井戸区民集会所の管理運営では、スポーツ事業と合わせて文化等の地域振興事業を実施した。集会施設では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる教室が多い中、昨年度から始めた韓国語教室が人気を博し盛況であった。

スポーツ教室の講師は杉並区体育協会等に加盟する各スポーツ団体からの派遣やプロスポーツ界で活躍している方、文化教室講師は区内NP0団体からの紹介や、地域で活動している文化人等専門性が高く指導力のある方など、各分野から財団の持つ幅広い人脈を基に依頼し、参加者から高い評価を受けている。

② 各種のスポーツ大会の運営

杉並区体育協会や杉並区スポーツ・レクリエーション協会等と共催し、区民に広くスポーツの普及を図るために、杉並区区民体育祭を開催するほか、都民生涯スポーツ大会や都民スポレク大会への選手派遣等の支援を行い、子供から高齢者まで参加できる各種大会の開催・支援を行った。

なお、今年度は、「杉並区区民体育祭の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン」を作成し、各主管団体においてガイドラインに基づいた開催の実施判断を行った。

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内スポーツ団体の活動が安定的・発展的に行われ、団体の運営が円滑に進むように育成・支援した。主に、区立小中学校や児童館への指導者の派遣を区内のスポーツ団体と連携して実施した。

指導者養成事業は、区受託事業として「すぎなみスポーツアカデミー」を開講し、地域スポーツの指導者や指導者を目指したいと考えているスポーツ愛好者等を対象に、地域スポーツの普及振興を促進する優れた指導者を養成するための講座を実施した。

なかでも、新型コロナウイルス感染症の影響で区民の地域での活動が制約される中、正しい知見を学び、実践していただく「地域スポーツ With コロナ」を種目別等で開催し、講師には感染症の専門医や運営に携わっている関係者を依頼し講義・実技を行った。

また、障がい者スポーツ・レクリエーションの普及・振興促進に向け、障がい者スポーツ指導の基礎的知識、技術を習得した人材を養成するために、「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を実施した。

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

区民のスポーツや文化活動を促進するため、広報紙の発行やホームページの活用により、情報・知識を広く発信した。令和2年度は広報紙「My Sports すぎなみ」を年4回発行し、新聞折り込みや区内施設において配布した。

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)

指定管理業務として区から受託している事業を第1号事業と同様に新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ実施した。

○一般使用：体育室及び小体育室等で実施する、事前申し込みが不要の個人や家族が気軽にスポーツに親しめる機会を提供する事業であるが、参加者が多数想定される種目は事前申し込みを実施するなど新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、8月（一部除く）から再開し令和2年度は2体育館4会場で18種目、参加人数は延べ6,155人の参加があった。

○スポーツフェスティバル：令和2年度は指定管理施設4施設、業務受託施設1施設の合計5施設を会場とし各種競技の体験・演目の披露、スポーツ団体等の地域団体と協力連携して実施した。令和2年度は1,628人の参加があった。

○スポーツ教室等の実施：令和2年度は障がい者を対象とした事業、杉並区のスポーツ推進計画に掲げたスポーツをするきっかけづくり事業を、緊急事態宣言による施設の室場制限等の新型コロナウイルス感染症防止対策の中、45教室（うち障がい者対象の教室6）実施し、延べ参加者数6,050人の参加があった。障がい者と健常者を対象としたダーツ教室やサウンドテーブルテニス教室を行いユニバーサルスポーツ事業拡充への契機とした。

上記の事業も、杉並区体育協会等に加盟するスポーツ団体や広くスポーツ界で活躍している方等に依頼をして実施しており、専門性の高い指導力のある講師であることから参加者から高い評価を受けている。

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業(第5号事業)

健康的で活力ある地域社会を形成するための拠点として、杉並区から受託するスポーツ施設の管理と貸出については、杉並区体育施設等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、集会施設は杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び同条例施行規則に基づいて実施し、安全・安心を第一義として感染症対策を徹底しつつ、区民に対して公平にスポーツ・地域振興の場を提供した。

(6) 定款第4条第1号各号に付帯する事業

- ・自動販売機による飲料水等の販売、5施設11台
- ・有料ロッカーのサービス、4施設44台
- ・スポーツ用品等の販売、販売品目は6種類
- ・健康器具、音波振動マシン SONIX の貸出
- ・スポーツ用具の貸出施設 ノルディックポールのレンタル

(7) その他

以上、令和2年度は2度の緊急事態宣言発出を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として各種事業等の中止や施設の休場等を行ってきた。

なお、スポーツ教室の実施にあたっては、感染対策により教室の実施が制限される中であって、リモートによる教室、教室のオンデマンド配信、オンラインによるチアリーディング教室の発表会などの代替手段を工夫するなど、区民のスポーツ機会を創出しスポーツに触れる場を繋いでいくことに努めた。

コロナ禍にあっても区民へのスポーツ機会提供を継続していくため、公益法人として有意義な事業、安全で快適な施設運営を実施し、利用者や関係者等から高い評価を得ることができた。

事業実績 総括表

事業名	開催場所・その他	事業規模等	
		種目	
スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)	体育館	種目	25種目
		教室数	46教室
		延参加者数	9,805人
	運動場	種目	6種目
		教室数	11教室
		延参加者数	6,245人
	区民集会所	種目	5種目
		教室数	6教室
		延参加者数	397人
	都立高校・他の指定管理施設及び民間施設を利用した教室	種目	3種目
		教室数	4教室
		延参加者数	447人
	野外事業等	種目	8種目
		教室数	12教室
延参加者数		576人	
共催・後援事業	種目	1種目	
	教室数	1教室	
	延参加者数	310人	
イベント・大会等	種目	9種目	
	延参加者数	8,023人	
スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業 (第2号事業)	専門家派遣・児童館連携事業	種目	2種目
		延参加者数	2,435人
	部活動活性化モデル事業	種目	1種目
		延参加者数	428人
	すぎなみスポーツアカデミー	種目	1種目
		延参加者数	444人
	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	種目	1種目
		延参加者数	16人
	講演会	種目	1種目
		延参加者数	0人
スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業 (第3号事業)	広報紙の発行	632,000部	
	財団ホームページ	体育施設利用案内、教室・大会等の案内、クラブ紹介、財団ブログ、広報紙「マイスポーツすぎなみ」の掲載、教室・イベントの申し込み受付等	
	各体育施設の情報発信	各施設の事業を紹介するチラシ・ブログ等の作成及び配布	
杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業 (第4号事業)	体育館	種目	14種目
		教室数	27教室
		延参加者数	4,218人
	運動場	種目	7種目
		教室数	15教室
		延参加者数	1,781人
	プール	種目	3種目
		教室数	3教室
		延参加者数	51人
	イベント	種目	1種目
		延参加者数	1,628人
	一般使用	種目	18種目
延参加者数		6,155人	
杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業 (第5号事業)	体育館	利用者数	97,733人
	運動場		119,137人
	庭球場		53,129人
	温水プール		46,488人
	計		316,487人

2 事業実績

当該年度における1年間の事業実績は次のとおりである。

※1中止 新型コロナウイルス感染症対策による中止
 ※2中止 施設工事による中止
 ※3中止 その他の理由による中止

(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツに親しみ、生涯にわたりスポーツに参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民のスポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

▼ 体育館

会場	種目	対象	実施月等		参加者	託児
荻窪体育館	バスケットボール	小学生	7月～3月	24回	666人	—
	なぎなた	小・中学生	8月～3月	24回	170人	—
	ソフトバレーボール	小学生	10月～3月	4回	32人	—
	スポーツマスター	小学生	11月～3月	19回	208人	—
	レスリング	小・中学生	4月～2月 ※1中止	0回	0人	—
	スポーツマスター体験会	小学生	2月 ※1中止	0回	0人	—
	HIP HOP	小学2年～4年生	9月～3月	27回	327人	—
		小学5年～中学生		27回	224人	—
	HIP HOPイベント派遣	小・中学生	6月・8月・10月・11月 ※1中止	0回	0人	—
	HIP HOP体験会	小・中学生	3月	1回	7人	—
	チアリーディング(火曜)	年長・小学1年生	8月～3月	24回	380人	—
		小学2年・3年生		21回	261人	—
		小学4年・5年生		21回	158人	—
	チアリーディング(金曜)	年長・小学1年生	8月～3月	21回	138人	—
		小学2年・3年生		24回	370人	—
		小学4年・5年生		24回	346人	—
		小学6年～中学生		24回	444人	—
	チアリーディングイベント派遣	年長～中学生	6月・8月～12月 ※1中止	0回	0人	—
	チアリーディング体験会	幼児・小学生	3月	1回	9人	—
	マタニティヨガ	一般区民	4月～7月 ※1中止	0回	0人	0
			9月～12月 ※1中止	0回	0人	0
			1月～3月 ※1中止	0回	0人	0
	産後エクササイズ	一般区民	4月～7月 ※1中止	0回	0人	0
9月～12月 ※1中止			0回	0人	0	
1月～3月			8回	28人	0	
脳トレリズム体操①②	50歳以上の 一般区民	4月～7月 ※1中止	0回	0人	—	
		10月～12月①	10回	69人	—	
		10月～12月②	10回	89人	—	
		1月～3月①	8回	72人	—	
		1月～3月②	8回	57人	—	

会 場	種 目		対 象	実施日等		参 加 者	託 児	
荻窪体育館	バレエ		一般区民	4月～7月 ※1中止	0 回	0 人	0	
				9月～10月	24 回	222 人	0	
				11月～12月	24 回	213 人	0	
				1月～3月	24 回	224 人	0	
	夏休み体操①②		小学1年～3年生	7月～8月 ※1中止	0 回	0 人	—	
	転倒予防イス体操		60歳以上の 一般区民	4月～9月 ※1中止	0 回	0 人	—	
				10月～12月	24 回	270 人	—	
				1月～3月	24 回	265 人	—	
	ピラティス		一般区民	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	0	
				9月～10月	24 回	179 人	0	
				11月～12月	24 回	184 人	0	
				1月～3月 ※1中止	0 回	0 人	0	
	ヨガ		一般区民	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	0	
				9月～10月	24 回	212 人	0	
				11月～12月	24 回	192 人	0	
				1月～3月	24 回	225 人	0	
	タイ式ヨガ		一般区民	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	0	
				9月～10月	24 回	226 人	0	
				11月～12月	24 回	217 人	0	
				1月～3月	24 回	214 人	0	
体幹エクササイズ		一般区民	4月～7月 ※1中止	0 回	0 人	0		
			9月～11月	20 回	157 人	0		
			12月	9 回	77 人	0		
フィットネス		一般区民	5月～8月 ※1中止	0 回	0 人	—		
			9月～11月	12 回	223 人	—		
			12月～3月	12 回	164 人	—		
ソーシャルダンス		50歳以上の 一般区民	5月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—		
親子リズム体操		幼児・親	5月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—		
			10月～12月	6 回	84 人	—		
高円寺体育館	フットサル		一般区民	強化・夜	6月～12月	57 回	607 人	—
				個人・夜	6月～12月	23 回	378 人	—
				リーグ・夜	6月～12月	19 回	249 人	—
				強化・朝	6月～3月	39 回	496 人	—
	コアトレーニング		一般区民	5月～7月 ※1中止	0 回	0 人	0	
				9月～11月	8 回	50 人	0	
				1月～3月 ※1中止	0 回	0 人	0	
	腰痛予防エクササイズ		一般区民	5月～7月 ※1中止	0 回	0 人		
				9月～11月	8 回	50 人		
				1月～3月	8 回	53 人		

会 場	種 目	対 象	実施日等		参加者	託児
高円寺体育館	シニア向け体操	51歳以上の 一般区民	5月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			9月～10月	8 回	62 人	—
			1月～3月	8 回	59 人	—
	背骨コンディショニング	一般区民	4月～5月 ※1中止	0 回	0 人	0
			6月～7月 ※1中止	0 回	0 人	0
			9月～10月	8 回	56 人	0
			1月～3月 ※1中止	0 回	0 人	0
	骨盤エクササイズ	一般区民	11月～12月	6 回	35 人	0
	食育ヨガ	一般区民	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			10月～12月	6 回	46 人	—
	ヨガ	一般区民	5月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			10月～11月	6 回	43 人	—
	阿波踊り	一般区民	9月～10月	6 回	18 人	0
	参加者合計					9,805 人

▼ 運動場

会 場	種 目	対 象	実施月等		参加者	託児
下高井戸運動場	サッカー	年長～小学生	9月～3月	23 回	1,926 人	—
	野球	年長～小学生	8月～3月	28 回	3,682 人	—
	フットサルゲーム	40歳以上の 一般区民	12月19日	1 回	59 人	—
松ノ木運動場	テニス(中級)	一般区民	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
	テニス(中級・短期集中)	一般区民	1月～2月	4 回	48 人	—
	テニス(ナイト)	一般区民(勤労者)	9月～10月	6 回	53 人	—
	テニス(シニア)	65歳以上の 一般区民	5月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			10月～11月	6 回	87 人	—
	テニス(初級)	一般区民	5月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			10月～11月	6 回	84 人	—
	テニス(経験者)	1年生～4年生	10月～12月	8 回	54 人	—
		5年生～6年生	10月～12月	8 回	75 人	—
	野球(中級)	小学生 (経験者)	4月～7月 ※1中止	0 回	0 人	—
9月～12月			8 回	155 人	—	
ランニング	一般区民	2月	1 回	22 人	—	
参加者合計					6,245 人	

▼ 区民集会所

会 場	種 目	対 象	実施月等		参加者	託児
下高井戸区民集会所	語学教室(イタリア語)	一般区民	5月～7月 ※1中止	0 回	0 人	—
	語学教室(韓国語)	一般区民	10月～12月	6 回	49 人	—
	筆ペン習字	一般区民	10月～12月	3 回	27 人	0
	いきいき文化教室	一般区民	8月・12月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
	手話	一般区民	9月～12月 ※1中止	0 回	0 人	—
	親子リトミック	幼児・親	1月～3月 ※2中止	0 回	0 人	—
	親子体操	幼児・親	5月～7月 ※1中止	0 回	0 人	—
			10月～12月	12 回	197 人	—
	エクササイズ	一般区民	9月～3月	4 回	20 人	—
	太極拳	一般区民	9月～12月 ※3中 止	0 回	0 人	—
	楽しく健康タイムヨガ I	一般区民	9月～3月	4 回	33 人	—
	楽しく健康タイムヨガ II	一般区民	9月～3月	6 回	71 人	—
	土曜日の音楽会	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
	誰でもピアノ	一般区民	4月～2月 ※1中止	0 回	0 人	—
ボッチャ	一般区民	5月～7月 ※1中止	0 回	0 人	—	
参加者合計					397 人	

▼ 学校施設を利用した教室

会 場	種 目	回数	参加者	備考
都立豊多摩高校	剣道:0回 0人、陸上:0回 0人 中止	0 回	0 人	
参加者合計			0 人	

▼ 他の指定管理施設及び民間施設等を活用した教室

会 場	種 目	対 象	実施月等		参加者	備考
上井草スポーツセンターほか	バスケットボール	知的障がい者	7月・2月 ※1中止	0 回	0 人	
永福体育館	親子でビーチスポーツ体験	一般区民	8月 ※1中止	0 回	0 人	
大宮前体育館	フェンシング(初級)	小・中学生	8月～3月	15 回	95 人	
	フェンシング		8月～3月	15 回	304 人	
	フェンシング体験会		2月・3月 ※1中止	0 回	0 人	
ボルダリングスペース ブロー	ボルダリング	一般区民	2月・3月	5 回	28 人	
細田工務店リボン館他	軽運動(ストレッチ他)	一般区民	4月・6月・9月 ・10月・12月	0 回	0 人	
杉並障害者福祉会館	軽運動(ストレッチ他)	障がい者	10月・2月	2 回	20 人	
参加者合計					447 人	

▼ 野外・本部事業

会 場	事 業 名	対 象	実施月等		参加者	備考
明治神宮外苑 アイススケートリンク	親子スケート教室	小学生・親	11月	2回	130人	56家族
群馬県みなかみ町 湯桧曾川周辺	親子日帰りスノーシュー& 雪あそび	小学生・親	2月 ※1中止	0回	0人	0家族
青梅市多摩川	親子ラフティング&BBQ	小学生・親	8月 ※1中止	0回	0人	0家族
東大和アイスアリーナ	カーリング体験会	小学生・親	3月 代替	1回	29人	
荻窪体育館	スロージョギング	一般区民	12月	3回	47人	
財団本部他	マタニティヨガ(リモート)	妊婦	7月～8月 代替	3回	18人	
	ラジオ体操(リモート)	小学生	8月 代替	3回	56人	
	ストレッチ体操(リモート)	一般区民	9月 代替	3回	109人	
	体操(リモート)	外国人	10月 代替	1回	14人	
	ブログ等による教室等の配信	一般区民他	5月～3月 代替	10回		
杉並第十小温水プール	水泳	知的障がい者	11月	2回	13人	
高円寺体育館、桃園川暗渠周辺	ウォーキング講習会	一般区民	3月	1回	18人	
国立競技場～赤坂～神宮外苑	区民歩こう会(春)	一般区民	5月 ※1中止	0回	0人	
	区民歩こう会(秋)		11月	1回	142人	
蚕糸の森公園運動場	ファミリー駅伝	一般区民	2月 ※1中止	0回	0人	チーム
参加者合計					576人	

▼ 共催・後援事業

会 場	事 業 名	対 象	実施月等		参加者	備考
ハイランドセンター	ゴルフ初心者体験講習会	一般区民(初心者)	※1中止	0回	0人	
長野県上田市菅平高原	区民スキー& スノーボード教室	一般区民	3月 ※1中止	0回	0人	
東京都奥多摩町 大丹波国際虹鱒釣場	区民マス釣り大会	一般区民	※1中止	0回	0人	
区立阿佐ヶ谷中学校	わんぱく相撲 杉並区大会	幼児・小学生	※1中止	0回	0人	
下高井戸運動場	さざんかカップ	区内小学生の サッカーチーム	12月	1回	310人	
荻窪体育館	ふれあいスポレクまつり	一般区民	4月 ※1中止	0回	0人	
大宮前体育館	すぎなみ体操まつり	一般区民	6月 ※1中止	0回	0人	
区立松渓中学校	バレーボールを楽しむ集い	一般区民(60歳以上)	※1中止	0回	0人	
ヴィムスポーツアベニュー	健康づくりフェスタ	一般区民	※1中止	0回	0人	
上井草スポーツセンター	ラージボール卓球大会	一般区民	9月 ※1中止	0回	0人	
区立妙正寺公園	元旦ジョギング	一般区民	1月 ※1中止	0回	0人	
参加者合計					310人	

▼ イベント・大会等

会場	内容	対象	実施月等		参加者	備考
荻窪体育館他3施設	スポーツアドバイザー派遣	一般区民	11月～3月	122回	122人	
都内各体育施設	都民体育大会派遣	一般区民	5月～3月 ※1中止	0回	0人	
都内各体育施設	都民生涯スポーツ大会派遣	一般区民	8月～11月	1回	133人	
都内各体育施設	都民スポレクふれあい大会派遣	一般区民	9月	1回	2人	
施設巡り (区役所～高円寺学園～蚕糸の森公園)	スタンプラリーウオーキング	一般区民	3月	1回	80人	
味の素スタジアム	東京ヴェルディ ホームタウンデー	一般区民	10月	1回	188人	
味の素スタジアム	FC東京 杉並トップアスリート観戦デー	小学生・保護者	※1中止	0回	0人	
高井戸地域区民センター	障害者スポ・レク体験会	障がい者・一般区民	3月	1回	30人	
セッション杉並	ふれあいフェスタ2020 パラスポーツ体験会	障がい者・一般区民	12月 ※1中止	0回	0人	
イベント 参加者合計					555人	

大会名	会場	対象	実施月等		参加者	備考
区民体育祭						
総合開会式	セッション杉並	一般区民	6月 ※1中止	0回	0人	
夏季大会(3競技)	和田堀公園プール他		7月・9月 ※1中止	0回	0人	
秋季大会(24競技)	区立体育館、運動場他		8月～12月	1回	5,741人	
冬季大会(2競技)	区立運動場他		10月～12月	1回	1,513人	
スポレク大会(19種目)	区立体育館他		8月～11月	1回	214人	
大会等 参加者合計					7,468人	

総事業数	57事業	参加者総数	25,803人	託児	0人
------	------	-------	---------	----	----

※ 総事業数は、事業実績総括表(P5)の各事業別種目数の合計。

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業 (第2号事業)

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

会場	事業名	対象	実施月等		参加者	備考	
区内小学校	専門家派遣事業	小学生	9月～2月	24回	1,903人	10校	
区内児童館・学童クラブ	児童館連携事業	幼児～成人	10月～3月	32回	532人	12館	
ワイルド会議室 荻窪	講演会「スポーツにおける栄養と食事の重要性」他	一般区民	3月 ※1中止	0日	0人		
高井戸中学校	部活動活性化事業	中学生	6月～3月	71回	428人		
区内各体育施設 他	すぎなみ スポーツ アカデミー	A1 スポーツリーダー A2 ジュニアスポーツ B コーディネーター 養成 (地域スポーツWith コロナ)	一般区民	8月～3月	14日	239人	
		C スーパーキッズ	小学生と親	3月	1日	18人	
		D 障害者サポーター講座	一般区民	10月～3月	6日	80人	
		E フォロー研修	一般区民	11月・2月～3月	3回	107人	
高円寺体育館	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	一般区民	11月	3日	16人		
参加者合計					3,323人		

総事業数	6事業	参加者総数	3,323人
------	-----	-------	--------

※ 総事業数は、事業実績総括表(P5)の各事業別種目数の合計。

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業 (第3号事業)

広報紙やホームページ等の活用により、スポーツに関する情報を提供し、スポーツの普及啓発を図る。

項目	対象	内容
広報紙の発行	一般区民	財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行した。年4回632,000部 ※当初年5回の発行予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業の中止等を考慮し4月15日号の発行を中止した。
財団ホームページ		スポーツに関する話題や教室等の案内、ブログによる施設の紹介を掲載し随時更新した。
各体育施設の情報発信		各施設の事業を紹介するチラシ、ブログ等の作成及び配布を行った。
クラブ紹介		クラブ入会希望者等へ情報提供を行った。
歩っ人すぎなみ		財団ホームページから「歩っ人マップ」をダウンロードできるようにしている。

総事業数	5事業
------	-----

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業 (第4号事業)

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

▼ 体育館

会場	種目	対象	実施月等		参加者	託児
荻窪体育館	親子体操	幼児・親	4月～7月 ※1中止	0回	0人	—
			9月～12月	20回	294人	—
			1月～3月	16回	256人	—
	合気道	中学生以上の一般区民	5月～7月 ※1中止	0回	0人	0
			3月	4回	42人	0
	卓球	一般区民	9月～12月	10回	329人	0
	いきいきスポーツ教室	一般区民	5月～7月 ※1中止	0回	0人	0
	楽しく健康タイム	一般区民	4月～6月 ※1中止	0回	0人	—
			9月～11月	8回	361人	—
			11月～3月	8回	420人	—
	ユニカール	障がい者・一般区民	11月～3月	3回	19人	—
	サウンドテーブルテニス	視覚障がい者・一般区民	11月～3月	3回	11人	—
	健康体操	一般区民	4月～7月 ※1中止	0回	0人	—
			9月～11月	6回	140人	—
			12月～3月	4回	57人	—
太極拳	一般区民	9月～12月	4回	52人	—	
ボッチャ	一般区民	12月	1回	7人	—	

会 場	種 目	対 象	実施月等		参加者	託児
高円寺体育館 (スポーツゼロ フィールド)	小学生スポーツⅠ	小学生	5月～7月 ※1中止	0 回	0 人	
	小学生スポーツⅡ	小学生	9月～12月	8 回	152 人	
	こどもスポーツ	小学生	1月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
	親子体操	幼児・親	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			9月～11月	16 回	214 人	—
			1月～3月	16 回	188 人	—
	卓球Ⅰ	一般区民	5月～6月 ※1中止	0 回	0 人	0
	卓球Ⅱ	一般区民	1月～3月	10 回	346 人	0
	フットサル	知的障がい者	9月～3月	6 回	53 人	—
	いきいきスポーツ教室(秋)	一般区民	9月～11月	12 回	283 人	0
	いきいきスポーツ教室(冬)	一般区民	1月～3月	10 回	231 人	
	楽しく健康タイム	一般区民	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			9月～12月	8 回	467 人	—
			1月～3月	5 回	241 人	—
ダーツ	知的障がい者・一般区民	10月～3月	6 回	55 人		
出張教室	一般区民	10月～12月 ※1中止	0 回	0 人	—	
参加者合計					4,218 人	

▼ 運動場

会 場	種 目	対 象	実施月等		参加者	託児
下高井戸運動場	フットサル	一般区民	9月～1月	8 回	200 人	—
	陸上(かけっこ)	小学生	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			9月～11月	16 回	378 人	—
	サッカー	小学生	4月～7月 ※1中止	0 回	0 人	—
			9月～11月	16 回	182 人	—
ヨガ	一般区民	10月	1 回	36 人		
松ノ木運動場	テニス	小学生	10月～12月	16 回	217 人	—
	テニス(ワンデイ)	一般区民	9月～12月	8 回	89 人	
	テニス(初心者・短期集中)	一般区民	1月～2月	4 回	45 人	—
	野球(初心者)	幼児	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			9月～12月	8 回	131 人	—
	野球	小学生	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			9月～12月	8 回	142 人	—
	ノルディックウォーキング	一般区民	9月～3月	7 回	69 人	—
	陸上(かけっこ)	小学2年生	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
			10月～11月	6 回	79 人	—
	陸上(かけっこ)	小学3年生～ 6年生	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—
10月～11月			6 回	72 人		
陸上(ランニング)	中学生	10月～11月	4 回	9 人	—	
コアトレーニング	未就学児	1月～2月	4 回	70 人	—	
	小学生	1月～2月	4 回	62 人	—	
参加者合計					1,781 人	

▼ プール

会 場	種 目	対 象	実施月等		参加者	託児	
杉並第十小学校 温水プール	水泳	小学生	4月～6月 ※1中止	0 回	0 人	—	
			9月～11月 ※1中止	0 回	0 人	—	
		年中～小学1・2年生	3月 ※1中止	0 回	0 人	—	
		アーティスティックスイミング 初心者	小学生	4月～10月 ※1中止	0 回	0 人	—
		アーティスティックスイミング 経験者	小学4年～ 中学生	4月～10月 ※1中止	0 回	0 人	—
		アーティスティックスイミング 体験会	小学生	3月 ※1中止	0 回	0 人	—
	アクアサイズ	ベーシック	一般区民	4月～12月 ※1中止	0 回	0 人	—
		シェイプアップ	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(泳力アップ)	一般区民	10月～12月	3 回	28 人	—
		ワンポイント(個人)	一般区民	4月～12月 ※1中 止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(ビギナー)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(エンジョイ)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(バタフライ)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(プレスト)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(バックストローク)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(夏休み日曜)	一般区民	7月～8月 ※1中止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(水中運動)	一般区民	10月～12月 ※1中止	0 回	0 人	—
		ワンポイント(アクアビクス)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
		水中ウォーキング	一般区民	10月～12月	1 回	16 人	—
		障がい者水泳	知的がい害者	11月	1 回	7 人	—
	バタフライ	一般区民	7月 ※1中止	0 回	0 人	—	
参加者合計					51 人		

▼ イベント

会 場	内 容	対 象	実施日等		参加者	備考
スポーツフェスティバル						
荻窪体育館	無料体験教室・ 年間教室の発表会等	一般区民	10月11日	1回	524 人	
高円寺体育館	大会(試合)・ 無料体験教室等				237 人	
下高井戸運動場	無料体験教室等				305 人	
松ノ木運動場	無料体験教室等				320 人	
杉並第十小学校温水プール	無料体験教室等				242 人	
参加者合計					1,628 人	

▼ 一般使用

会 場	室 名	対 象	参加者
高円寺体育館	体育室	一般区民	3,059 人
荻窪体育館	体育室	一般区民	2,579 人
	小体育室	一般区民	128 人
	武道場	一般区民	389 人
		参加者総数	6,155 人

総事業数	43 事業	参加者総数	13,833人	託児	0人
------	-------	-------	---------	----	----

※ 総事業数は、事業実績総括表(P6)の各事業別種目数の合計。

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業
(第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設及び区民集会施設について、「杉並区体育施設等に関する条例」「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例」等に基づき、公平・公正な管理運営を行う。

施設の利用料徴収額及び使用人数(無料開放、一般使用、教室、大会等を含む)

○ 指定管理者の基本協定に基づく管理施設

施 設		利用料(円)	利用人数(人)
各室場別 使用状況	体育室(荻窪、高円寺)	13,920,150	60,642
	小体育室(荻窪、高円寺)	3,280,700	17,453
	武道場(荻窪)	2,026,925	13,116
	庭球場(松ノ木)	13,546,700	53,129
	野球場・運動場 (下高井戸・松ノ木)	14,821,750	81,628
	小 計	47,596,225	225,968
	区民集会所(下高井戸)	3,276,700	—
	会議室(荻窪)	44,150	6,522
	駐車場(下高井戸)	2,962,850	(5,637)
合 計	53,879,925	232,490	

※(台)

施 設		利用料(円)	利用人数(人)
各施設別 使用状況	荻窪体育館	10,265,475	60,488
	高円寺体育館	9,006,450	37,245
	下高井戸運動場	13,159,825	61,608
	下高井戸区民集会所	3,276,700	—
	松ノ木運動場	18,171,475	73,149
合 計	53,879,925	232,490	

○ 業務受託契約に基づく管理施設

施設		利用料(円)	利用人数(人)
各室場別使用状況	野球場・運動場(2箇所)	—	37,509
	内 和田堀公園野球場		29,304
	内 蚕糸の森公園運動場		8,205
	温水プール(杉並第十小学校)	—	46,488
合計			83,997
各施設別使用状況	和田堀公園野球場	—	29,304
	杉並第十小学校温水プール (蚕糸の森公園運動場を含む)	—	54,693
	合計		83,997

※ 業務受託施設の利用料は区の歳入としている。

○ 団体登録受付事務

杉並区のスポーツ振興に寄与する団体を「社会体育団体」として認定し登録することにより、団体の育成を図る。
(令和2年度末現在登録団体数:4, 599団体)

○ 施設維持管理(受付業務含む)

施設	体育館	荻窪体育館・高円寺体育館
	運動場	下高井戸運動場・松ノ木運動場(庭球場含む)・和田堀公園野球場(壁打ち練習場含む)・蚕糸の森公園運動場
	区民集会所	下高井戸区民集会所
	温水プール	杉並第十小学校温水プール

○ 利用者懇談会の実施

利用者のニーズを満たしかつ適正で効率的な施設の管理運営のため、施設管理、職員の対応、自主事業企画など、施設の管理運営に関して幅広く意見をきく場として利用者懇談会を開催予定していたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたため対面開催を中止した。代替手段として利用者アンケート等を実施し、いただいたご意見に対して、書面回答や施設掲示等を行い意見交換とした。

施設	利用者懇談会開催日
荻窪体育館	令和3年2月11日(木) (対面開催中止)
高円寺体育館	令和3年2月18日(木) (対面開催中止)
下高井戸運動場・区民集会所	令和3年2月24日(水) (対面開催中止)
松ノ木運動場	令和3年2月24日(水) (対面開催中止)

3 理事会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和2年 4月1日 (書面決議)	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団常務理事の選定について	原案承認
		報告第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事務局長について	報告了承
第2回	令和2年 5月1日 (書面決議)	議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和元年度事業報告について	原案承認
		議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和元年度決算について	原案承認
		議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和2年度第1回評議員会の「決議の省略」について	原案承認
第3回	令和2年 5月13日 (書面決議)	議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事長及び常務理事の選定について	原案承認
		報告第2号	スポーツ振興財団あり方検討会報告書について	報告了承
第4回	令和2年 10月15日	報告第3号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和2年度上半期分)について	報告了承
		報告第4号	令和3年度予算書(案)作成の基本的な考え方について	報告了承
第5回	令和3年 3月18日	議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度事業計画について	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度収支予算について	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団就業規程の一部を改正する規程について	原案承認
		議案第10号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度常勤役員の報酬額について	原案承認
		議案第11号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和2年度第2回評議員会の招集について	原案承認
		報告第5号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和2年度下半期分)について	報告了承

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿

(順不同)

令和3年3月31日

	氏名	役職
理事長	吉田 順之	杉並区副区長
常務理事	寺嶋 実	杉並区スポーツ振興財団常務理事
理事	西上原 久	杉並区体育協会 会長
理事	深野 一雄	杉並区体育協会 副会長
理事	曾根 修	杉並区体育協会 副理事長
理事	野田 信雄	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 会長
理事	川名 海男	杉並区商店会連合会 副会長
理事	松岡 昇	杉並区スポーツ推進委員の会
理事	白石 高士	杉並区教育委員会教育長

監事	中安 隆	日本公認会計士協会東京会杉並会 監事
監事	森 雅之	杉並区会計管理室長

4 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和2年 5月13日 (書面決議)	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和元年度決算について	原案承認
		議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事の選任について	原案承認
		議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員の選任について	原案承認
		報告第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和元年度事業報告について	報告了承
第2回	令和3年 3月26日	議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度事業計画について	原案承認
		議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度収支予算について	原案承認
		議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度常勤役員の報酬額について	原案承認

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿

(順不同)

令和3年3月31日

氏 名	役 職
栢尾 秀治	杉並区体育協会 副会長
碓井 和夫	杉並区体育協会 理事長
國定 利光	杉並区体育協会 常任理事
本橋 正敏	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 副会長
寺内 一	高千穂大学 学長
小泉 嘉也	杉並区町会連合会 常任理事
伊東 成子	杉並区障害者団体連合会 理事
井上 昭朗	杉並区いきいきクラブ連合会 会長
末永 弘	杉並区立小学校長会 (桃井第三小学校長)
水野 英利	杉並区立中学校長会 (天沼中学校長)

以上のとおりであるが、令和2年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団

令和2年度

決 算 書

貸借対照表

貸借対照表内訳表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

附属明細書

財産目録

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	136,536,795	131,273,247	5,263,548
未収金	9,288,266	4,907,909	4,380,357
たな卸資産	5,905	11,468	△ 5,563
貯蔵品	25,891	28,838	△ 2,947
前払金	1,000	0	1,000
前払費用	1,391,310	102,300	1,289,010
立替金	248,069	1,480,900	△ 1,232,831
流動資産合計	147,497,236	137,804,662	9,692,574
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	489,537,547	489,537,547	0
普通預金	10,462,453	10,462,453	0
基本財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
器具備品	713,852	1,168,320	△ 454,468
電話加入権	72,000	72,000	0
ソフトウェア	0	88,470	△ 88,470
保証金	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	795,852	1,338,790	△ 542,938
固定資産合計	500,795,852	501,338,790	△ 542,938
資産合計	648,293,088	639,143,452	9,149,636
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	28,617,336	24,404,032	4,213,304
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	3,081,400	2,961,300	120,100
預り金	21,501,531	4,916,323	16,585,208
流動負債合計	53,270,267	32,351,655	20,918,612
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	53,270,267	32,351,655	20,918,612
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)	(500,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	95,022,821	106,791,797	△ 11,768,976
正味財産合計	595,022,821	606,791,797	△ 11,768,976
負債及び正味財産合計	648,293,088	639,143,452	9,149,636

貸借対照表内訳表

令和 3年 3月31日現在

(単位:円)

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	136,536,795	0	0	0	136,536,795
未収金	9,287,466	800	0	0	9,288,266
たな卸資産	0	5,905	0	0	5,905
貯蔵品	0	0	25,891	0	25,891
前払金	1,000	0	0	0	1,000
前払費用	1,391,310	0	0	0	1,391,310
立替金	0	248,069	0	0	248,069
他会計短期貸付金	0	383,708	111,358,884	△ 111,742,592	0
流動資産合計	147,216,571	638,482	111,384,775	△ 111,742,592	147,497,236
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	440,583,792	0	48,953,755	0	489,537,547
普通預金	9,416,208	0	1,046,245	0	10,462,453
基本財産合計	450,000,000	0	50,000,000	0	500,000,000
(2) 特定資産					
特定資産合計	0	0	0	0	0
(3) その他固定資産					
器具備品	515,719	147,249	50,884	0	713,852
電話加入権	59,976	0	12,024	0	72,000
保証金	9,000	0	1,000	0	10,000
その他固定資産合計	584,695	147,249	63,908	0	795,852
固定資産合計	450,584,695	147,249	50,063,908	0	500,795,852
資産合計	597,801,266	785,731	161,448,683	△ 111,742,592	648,293,088

(単位:円)

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引等消去	合計
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	27,014,199	70,956	1,532,181	0	28,617,336
未払法人税等	0	70,000	0	0	70,000
未払消費税等	3,065,869	15,531	0	0	3,081,400
預り金	21,380,535	101,400	19,596	0	21,501,531
他会計短期借入金	111,742,592	0	0	△ 111,742,592	0
流動負債合計	163,203,195	257,887	1,551,777	△ 111,742,592	53,270,267
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	163,203,195	257,887	1,551,777	△ 111,742,592	53,270,267
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
地方公共団体補助金	450,000,000	0	50,000,000	0	500,000,000
指定正味財産合計	450,000,000	0	50,000,000	0	500,000,000
(うち基本財産への充当額)	(450,000,000)	(0)	(50,000,000)	(0)	(500,000,000)
2. 一般正味財産	△ 15,401,929	527,844	109,896,906	0	95,022,821
正味財産合計	434,598,071	527,844	159,896,906	0	595,022,821
負債及び正味財産合計	597,801,266	785,731	161,448,683	△ 111,742,592	648,293,088

正味財産増減計算書

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

(単位:円)

科目	当該年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,343,400	2,343,400	0
基本財産運用益計	2,343,400	2,343,400	0
事業収益			
参加料収益	20,577,520	43,613,520	△ 23,036,000
体育施設利用料	53,879,925	55,456,100	△ 1,576,175
指定管理料収益	137,435,379	134,858,000	2,577,379
業務委託料収益	41,824,355	42,261,407	△ 437,052
自動販売機手数料	972,872	1,118,833	△ 145,961
有料ロッカー使用料	205,850	259,700	△ 53,850
スポーツ用品販売	15,350	11,150	4,200
用具貸出手数料	80,050	244,400	△ 164,350
事業収益計	254,991,301	277,823,110	△ 22,831,809
受取補助金等			
区補助金収入	73,545,407	85,053,587	△ 11,508,180
受取助成金	6,187,076	0	6,187,076
受取補助金等計	79,732,483	85,053,587	△ 5,321,104
雑収益			
受取利息	1,399	1,443	△ 44
雑収益	142,822	165,100	△ 22,278
雑収益計	144,221	166,543	△ 22,322
経常収益計	337,211,405	365,386,640	△ 28,175,235
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,697,024	2,671,053	25,971
給料手当	134,380,233	129,431,321	4,948,912
福利厚生費	19,353,919	18,352,156	1,001,763
旅費交通費	403,026	335,794	67,232
通信運搬費	1,404,791	1,359,932	44,859
減価償却費	528,692	1,029,725	△ 501,033
消耗什器備品費	2,216,374	1,100,550	1,115,824
消耗品費	6,718,639	6,632,127	86,512
スポーツ用品販売原価	8,813	5,552	3,261
修繕費	2,836,229	5,616,760	△ 2,780,531
印刷製本費	285,762	450,286	△ 164,524
燃料費	4,973	11,087	△ 6,114
光熱水費	29,483,028	33,138,966	△ 3,655,938
賃借料	4,805,059	5,702,515	△ 897,456
保険料	1,386,570	1,750,120	△ 363,550
諸謝金	7,649,386	12,284,066	△ 4,634,680
租税公課	11,210,700	10,785,300	425,400
支払負担金	5,743,529	12,111,162	△ 6,367,633
委託費	105,017,184	113,242,567	△ 8,225,383

科目	当該年度	前年度	増減
著作権使用料	295,393	309,756	△ 14,363
手数料	33,110	0	33,110
広告宣伝費	18,480	0	18,480
雑費	2,100	15,600	△ 13,500
事業費計	336,483,014	356,336,395	△ 19,853,381
管理費			
役員報酬	4,279,175	4,314,574	△ 35,399
給料手当	763,938	694,789	69,149
福利厚生費	339,589	328,116	11,473
会議費	0	3,688	△ 3,688
旅費交通費	21,891	12,865	9,026
通信運搬費	724,029	511,950	212,079
減価償却費	14,246	16,031	△ 1,785
手数料	536,052	544,815	△ 8,763
消耗品費	93,346	50,764	42,582
修繕費	134,860	95,652	39,208
印刷製本費	1,390	0	1,390
光熱水費	467,982	423,153	44,829
使用料及び賃借料	1,505,352	1,616,500	△ 111,148
保険料	269,800	271,580	△ 1,780
租税公課	109,094	189,900	△ 80,806
負担金及び交付金	373,800	307,000	66,800
委託費	2,782,823	2,858,835	△ 76,012
渉外費	10,000	61,500	△ 51,500
雑費	0	8,800	△ 8,800
管理費計	12,427,367	12,310,512	116,855
経常費用計	348,910,381	368,646,907	△ 19,736,526
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 11,698,976	△ 3,260,267	△ 8,438,709
当期経常増減額	△ 11,698,976	△ 3,260,267	△ 8,438,709
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
器具備品除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 11,698,976	△ 3,260,267	△ 8,438,709
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 11,768,976	△ 3,330,267	△ 8,438,709
一般正味財産期首残高	106,791,797	110,122,064	△ 3,330,267
一般正味財産期末残高	95,022,821	106,791,797	△ 11,768,976
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	595,022,821	606,791,797	△ 11,768,976

正味財産増減計算書内訳表

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	2,109,060	0	234,340	2,343,400
基本財産運用益計	2,109,060	0	234,340	2,343,400
事業収益				
参加料収益	20,577,520	0	0	20,577,520
体育施設利用料	53,879,925	0	0	53,879,925
指定管理料収益	137,435,379	0	0	137,435,379
業務委託料収益	41,824,355	0	0	41,824,355
自動販売機手数料	0	972,872	0	972,872
有料ロッカー使用料	0	205,850	0	205,850
スポーツ用品販売	0	15,350	0	15,350
用具貸出手数料	0	80,050	0	80,050
事業収益計	253,717,179	1,274,122	0	254,991,301
受取補助金等				
区補助金収入	61,657,420	0	11,887,987	73,545,407
受取助成金	5,945,174	0	241,902	6,187,076
受取補助金等計	67,602,594	0	12,129,889	79,732,483
雑収益				
受取利息	1,261	0	138	1,399
雑収益	68,000	11,822	63,000	142,822
雑収益計	69,261	11,822	63,138	144,221
経常収益計	323,498,094	1,285,944	12,427,367	337,211,405
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	2,697,024	0	0	2,697,024
給料手当	134,367,285	12,948	0	134,380,233
福利厚生費	19,348,163	5,756	0	19,353,919
旅費交通費	402,655	371	0	403,026
通信運搬費	1,404,791	0	0	1,404,791

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
減価償却費	479,500	49,192	0	528,692
消耗什器備品費	2,216,374	0	0	2,216,374
消耗品費	6,717,057	1,582	0	6,718,639
スポーツ用品販売原価	0	8,813	0	8,813
修繕費	2,836,229	0	0	2,836,229
印刷製本費	285,762	0	0	285,762
燃料費	4,973	0	0	4,973
光熱水費	29,483,028	0	0	29,483,028
賃借料	3,953,587	851,472	0	4,805,059
保険料	1,386,570	0	0	1,386,570
諸謝金	7,649,386	0	0	7,649,386
租税公課	11,154,196	56,504	0	11,210,700
支払負担金	5,743,529	0	0	5,743,529
委託費	105,017,184	0	0	105,017,184
手数料	295,393	0	0	295,393
広告宣伝費	33,110	0	0	33,110
著作権使用料	18,480	0	0	18,480
雑費	2,100	0	0	2,100
事業費計	335,496,376	986,638	0	336,483,014
管理費				
役員報酬	0	0	4,279,175	4,279,175
給料手当	0	0	763,938	763,938
福利厚生費	0	0	339,589	339,589
会議費	0	0	21,891	21,891
旅費交通費	0	0	724,029	724,029
通信運搬費	0	0	14,246	14,246
減価償却費	0	0	536,052	536,052
手数料	0	0	93,346	93,346
消耗品費	0	0	134,860	134,860
修繕費	0	0	1,390	1,390
光熱水費	0	0	467,982	467,982
使用料及び賃借料	0	0	1,505,352	1,505,352
保険料	0	0	269,800	269,800
租税公課	0	0	109,094	109,094
負担金及び交付金	0	0	373,800	373,800

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
委託費	0	0	2,782,823	2,782,823
渉外費	0	0	10,000	10,000
管理費計	0	0	12,427,367	12,427,367
経常費用計	335,496,376	986,638	12,427,367	348,910,381
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 11,998,282	299,306	0	△ 11,698,976
当期経常増減額	△ 11,998,282	299,306	0	△ 11,698,976
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 11,998,282	299,306	0	△ 11,698,976
他会計振替額	262,867	△ 262,867	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 11,735,415	36,439	0	△ 11,698,976
法人税、住民税及び事業税	0	70,000	0	70,000
当期一般正味財産増減額	△ 11,735,415	△ 33,561	0	△ 11,768,976
一般正味財産期首残高	△ 3,666,514	561,405	109,896,906	106,791,797
一般正味財産期末残高	△ 15,401,929	527,844	109,896,906	95,022,821
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	0	50,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	450,000,000	0	50,000,000	500,000,000
III 正味財産期末残高	434,598,071	527,844	159,896,906	595,022,821

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……取得価額による(償却原価法については、取得価額と債券金額との差額の重要性が乏しいため、適用していない)。

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっている。

(3)固定資産の減価償却の方法

器具備品……定率法によっている。

ソフトウェア……定額法によっている。

(4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	0	0	489,537,547
普通預金	10,462,453	0	0	10,462,453
合 計	500,000,000	0	0	500,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	(489,537,547)	—	—
普通預金	10,462,453	(10,462,453)	—	—
合 計	500,000,000	(500,000,000)	—	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	8,211,631	7,497,779	713,852

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
東京都公募公債(10年)第785回	100,000,000	101,040,000	1,040,000
利付国債(20年)第109回	49,965,000	57,500,000	7,535,000
大阪府公募公債 第413回	39,621,547	39,984,000	362,453
第152回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,260,000	2,260,000
第153回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,160,000	2,160,000
名古屋市第500回10年公募公債	99,951,000	100,773,000	822,000
合 計	489,537,547	503,717,000	14,179,453

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	4,510,413	87,264,000	78,055,820	13,718,593	預り金
雇用調整助成金	東京労働局	0	6,187,076	6,187,076	0	—
計		4,510,413	93,451,076	84,242,896	13,718,593	—

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	489,537,547	0	0	489,537,547
	普通預金	10,462,453	0	0	10,462,453
	基本財産計	500,000,000	0	0	500,000,000
その他固定資産	器具備品	1,168,320	0	454,468	713,852
	電話加入権	72,000	0	0	72,000
	ソフトウェア	88,470	0	88,470	0
	保証金	10,000	0	0	10,000
	その他固定資産計	1,338,790	0	542,938	795,852
合計		501,338,790	0	542,938	500,795,852

2. 引当金の明細

該当なし

財産目録

令和3年 3月 31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)					
現金 預金	手元保管	運転資金等及び釣銭	1,592,595		
	普通預金				
	みずほ銀行 荻窪支店(一般口)	事業実施に伴う支払いに宛てるために保有している。	102,471,702		
	みずほ銀行 荻窪支店(荻窪体育館分)	施設教室の参加費を保有している。	2,421,550		
	みずほ銀行 荻窪支店(下高井戸運動場分)	施設教室の参加費を保有している。	74,400		
	みずほ銀行 荻窪支店(高円寺体育館)	施設教室の参加費を保有している。	39,380		
	みずほ銀行 荻窪支店(松ノ木運動場分)	施設教室の参加費を保有している。	346,000		
	通常貯金 郵便銀行(本部)	指定管理施設利用料金を保有している。	17		
	振替口座 ゆうちょ銀行	職員の給与等の支払いに充てるために保有している。	29,591,151		
	未収金	杉並区役所	公益目的事業の業務受託料・子育て応援券他	8,797,186	
		荻窪体育館他2施設	公益目的事業の施設事業収入	275,130	
		下高井戸運動場・集会所他3施設	公益目的事業の利用料金収入	215,150	
		下高井戸運動場	収益事業の利用料金収入	800	
	たな卸資産	松ノ木運動場他3施設	収益事業の販売用テニスボール5缶 タオル15枚他	5,905	
貯蔵品	本部	未使用印紙、切手、はがき	25,891		
前払金	ライフカード(株)	プリペイドカード未使用額	1,000		
前払費用	マーシュ総研(株)	令和3年度分団体総合保障制度費用保険他	1,067,740		
	(株)ハムステッドほか1社	令和3年度部活動活性化指導者保険料他	221,270		
	(株)リザープリック	令和3年度4月～6月分教室web申込委託費	102,300		
立替金	区障害者連合会他7社	自販機光熱水費	248,069		
流動資産合計			147,497,236		
(固定資産)					
基本財産	投資有価証券	東京都公募公債(10年)第785回	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	100,000,000	
		利付国債(20年)第109回	同上	49,965,000	
		大阪府公募公債 第413回	同上	39,621,547	
		第152回共同発行市場公募地方債	同上	100,000,000	
		第153回共同発行市場公募地方債	同上	100,000,000	
		名古屋市第500回10年公募公債	同上	99,951,000	
		普通預金	みずほ銀行 荻窪支店	同上	10,462,453
	その他固定資産	器具備品	シュレッダー他	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	515,719
			ロッカー	収益事業用財産であり、収益事業の用に供している。	147,249
			パソコン他	管理業務用財産であり、管理業務の用に供している。	50,884
		電話加入権	本部他3施設	共用財産であり、公益目的事業の用に83.3%、管理業務の用に16.7%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	72,000
			保証金	振込代行保証金	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。
		固定資産合計			500,795,852
資産合計			648,293,088		

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動負債)				
未払金	職員給与	3月分(4月15日支給分)	11,688,653	
	杉並区役所	高円寺体育館光熱水費等使用者負担金(令和2年度下期分)	3,294,684	
	東京企業㈱	下高井戸運動場建物等総合管理3月分	2,849,000	
	日本環境衛生㈱	荻窪体育館総合管理業務委託3月分	1,908,280	
	杉並年金事務所	社会保険料3月分	1,325,859	
	協和産業㈱	松ノ木運動場芝生地及び樹木管理業務委託3月分	753,500	
	㈱アオイスポーツ企画	スポーツ等体験事業動画制作	696,300	
	㈱四国堂	消毒剤	633,600	
	東京ヴェルディ㈱	サッカースクール3月分	495,360	
	中央管財㈱	松ノ木運動場施設清掃及びグラウンド整備	492,305	
	日通商事㈱	下高井戸運動場駐車場料金精算システム賃借料他	351,254	
	(特非)ハウンド'ツカースチア部門	チアリーディングスクール業務委託3月分	330,000	
	㈱クニヒロ卓球	卓球初心者・初級者業務委託3月分	253,000	
	高橋電気商会	下高井戸運動場照明灯安定器取替修繕	207,900	
	その他	スポーツアカデミー業務委託他	3,337,641	
	未払法人税等	新宿都税事務所	令和2年度法人住民税・事業税	70,000
	未払消費税等	杉並税務署	令和2年度消費税及び地方消費税	3,081,400
	預り金	杉並区役所	令和2年度補助金返還額	13,718,593
			令和2年度コロナウイルス対策特別交付金返還額	2,138,806
		荻窪体育館他	令和3年度施設事業収入	4,989,380
杉並税務署		源泉所得税	313,964	
杉並年金事務所		社会保険料他	223,838	
松ノ木運動場他		令和3年度ロッカー使用料	101,400	
	荻窪体育館他	その他預り金	15,550	
流動負債合計			53,270,267	
固定負債合計			0	
負債合計			53,270,267	
正味財産			595,022,821	

令和2年度

決算監査報告書

令和3年4月22日

監査報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
理事長 吉田 順之 殿

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

監事 森 雅之 

監事 中尾 隆 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業
 - (2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業
 - (3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業
 - (4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業
 - (5) 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業のほか、この法人は、前項の事業を推進するために行う物販等に関する事業を行う。
- 3 前2項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要

する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はエに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総

務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の日の 7 日前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。）及び常務理事をもって同法 第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長（前条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。）及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長（第22条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。以下「副理事長を置くときに限る。」という。）及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長、副理事長（副理事長を置くときに限る。）及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以下とする。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の

基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長（副理事長を置くときに限る。）及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第41条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、松沼信夫とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、栗田和雄とする。

附 則 (平成29年3月23日)

改正する定款は平成29年4月1日から施行する。

令和 2 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書



発行 令和 3 年 (2021 年) 5 月

(公財) 杉並区スポーツ振興財団

杉並区阿佐谷南一丁目 1 4 番 2 号

電話 (03) 5305-6161

令和3年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画・収支予算

資金調達及び設備投資の見込み

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目 次

令和3年度	事業計画書	3
令和3年度	収支予算書	15
令和3年度	資金調達及び設備投資の見込み	21

令和3年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画書

令和3年度事業計画書

(令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで)

当該年度における1年間の事業計画は次のとおりである。

1 スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツや文化等に親しみ、生涯にわたりスポーツや文化等の地域活動に参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民のスポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

《体育館》

開催場所	種 目	対 象 者	回 数	定 員	ク ラ ス 数	開 催 数
荻窪体育館	バスケットボール(通年)	小学3～6年生	32回	40名	1	1
	なぎなた(通年)	小学～中学生	22回	25名	1	1
	ソフトバレーボール	小学生	1回	15名	1	11
	スポーツマスター(通年)	小学生	33回	15名	2	1
	HIPHOP(通年)	小学2～小学4年生	32回	20名	1	1
		小学5～中学生	32回	20名	1	1
	HIPHOPイベント派遣	小学2～中学生	1回	20名	1	10
	チアリーディング (火曜・通年)	年長・小学1年生	32回	25名	1	1
		小学2・3年生	32回	25名	1	1
		小学4・5年生	32回	25名	1	1
	チアリーディング (金曜・通年)	年長・小学1年生	32回	25名	1	1
		小学2・3年生	32回	25名	1	1
		小学4・5年生	32回	25名	1	1
		小学6・中学生	32回	25名	1	1
	チアリーディングイベント派遣	年長～中学生	1回	100名	1	15
	チアリーディング体験会	年中～小学4年生	1回	25名	1	2
	マタニティヨガ I	妊娠4か月以降の妊婦	10回	18名	1	1
	マタニティヨガ II	妊娠4か月以降の妊婦	10回	18名	1	1
	マタニティヨガ III	妊娠4か月以降の妊婦	10回	18名	1	1
	産後エクササイズ I	出産1年以内の女性	10回	20名	1	1
	産後エクササイズ II	出産1年以内の女性	10回	20名	1	1
	産後エクササイズ III	出産1年以内の女性	10回	20名	1	1
	脳トレリズム体操 I	一般区民 (50歳以上)	12回	20名	1	1
	脳トレリズム体操 II	一般区民 (50歳以上)	12回	20名	1	1
	脳トレリズム体操 III	一般区民 (50歳以上)	10回	20名	1	1
	バレエ I	一般区民(女性)	12回	20名	3	1
	バレエ II	一般区民(女性)	12回	20名	3	1
バレエ III	一般区民(女性)	12回	20名	3	1	
転倒予防イス体操 I	一般区民 (60歳以上)	16回	25名	2	1	
転倒予防イス体操 II	一般区民 (60歳以上)	16回	25名	2	1	

開催場所	種 目	対 象 者	回 数	定 員	クラス数	開催数
荻窪体育館	ピラティス I	一般区民	12 回	20 名	2	1
	ピラティス II	一般区民	12 回	20 名	2	1
	ピラティス III	一般区民	10 回	20 名	2	1
	ヨガ I	一般区民	12 回	20 名	2	1
	ヨガ II	一般区民	12 回	20 名	2	1
	ヨガ III	一般区民	10 回	20 名	2	1
	タイ式ヨガ I	一般区民	12 回	20 名	2	1
	タイ式ヨガ II	一般区民	12 回	20 名	2	1
	タイ式ヨガ III	一般区民	12 回	20 名	2	1
	体幹エクササイズ I	一般区民	10 回	20 名	2	1
	体幹エクササイズ II	一般区民	10 回	20 名	2	1
	体幹エクササイズ III	一般区民	10 回	20 名	2	1
	フィットネス I	一般区民	1 回	20 名	1	10
	フィットネス II	一般区民	1 回	20 名	1	12
	フィットネス III	一般区民	1 回	20 名	1	12
	ソーシャルダンス	一般区民	8 回	20 名	1	1
	ありがとうイベント(新規)	一般区民	1 回	500 名	1	1
	高円寺体育館	フットサル(夜間・強化練習)	一般区民	1 回	24 名	1
フットサル(夜間・個人)		一般区民	1 回	24 名	1	50
フットサル(夜間・リーグ)		一般区民	1 回	24 名	1	51
フットサル(早朝・強化練習)		一般区民	1 回	24 名	1	51
コアトレーニング I		一般区民	8 回	20 名	1	1
コアトレーニング II		一般区民	8 回	20 名	1	1
コアトレーニング III		一般区民	8 回	20 名	1	1
腰痛予防エクササイズ I		一般区民	8 回	20 名	1	1
腰痛予防エクササイズ II		一般区民	8 回	20 名	1	1
腰痛予防エクササイズ III		一般区民	8 回	20 名	1	1
シニア向け体操 I		一般区民 (50歳以上)	8 回	20 名	1	1
シニア向け体操 II		一般区民 (50歳以上)	8 回	20 名	1	1
シニア向け体操 III		一般区民 (50歳以上)	8 回	20 名	1	1
背骨コンディショニング I		一般区民	8 回	20 名	1	1
背骨コンディショニング II		一般区民	8 回	20 名	1	1
背骨コンディショニング III		一般区民	8 回	20 名	1	1
骨盤エクササイズ I		一般区民	6 回	20 名	1	1
骨盤エクササイズ II (追加)		一般区民	6 回	20 名	1	1
食育ヨガ I		一般区民	8 回	20 名	1	1
食育ヨガ II		一般区民	8 回	20 名	1	1
ヨガ(初級) I		一般区民	8 回	20 名	1	1
ヨガ(初級) II		一般区民	8 回	20 名	1	1
ボクシングエクササイズ教室(新規)		一般区民	3 回	20 名	1	1
阿波踊り		一般区民	6 回	20 名	1	1
ありがとうイベント(新規)		一般区民	1 回	500 名	1	1

《運動場》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
下高井戸運動場	サッカー(通年)	年少～小学生	36回	150名	1	1
	野球(通年)	年中～小学生	47回	192名	1	1
	フットサルゲーム	一般区民	1回	40名	1	2
	ありがとうイベント(新規)	一般区民	1回	500名	1	1
松ノ木運動場	テニス(中級)	一般区民	6回	22名	1	1
	テニス(中級・短期集中)	一般区民	4回	12名	1	1
	テニス(ナイト)	勤労者	6回	10名	1	1
	テニス(シニア)	一般区民 (65歳以上)	6回	16名	1	1
	テニス(初級)	一般区民	6回	16名	1	1
	テニス(経験者)	小学生(テニス経験者)	18回	16名	2	1
	野球(経験者) 春	小学生(野球経験者)	8回	20名	1	1
	野球(経験者) 秋	小学生(野球経験者)	8回	20名	1	1
	ジョギング入門	一般区民	1回	20名	1	1
	ありがとうイベント(新規)	一般区民	1回	200名	1	1

《集会所》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
下高井戸 区民集会所	語学(イタリア語)	一般区民	6回	20名	1	2
	語学(韓国語)	一般区民	12回	20名	2	1
	手相教室(新規)	一般区民	4回	20名	1	1
	海洋生物講話ペンギン(新規)	一般区民	1回	20名	1	1
	海洋生物講話クジラ(新規)	一般区民	1回	20名	1	1
	バレエヨガ教室(新規)	一般区民	6回	20名	1	1
	親子体操 春	幼児・親	6回	40名	2	1
	親子体操 秋	幼児・親	6回	40名	2	1
	エクササイズ	一般区民	1回	25名	1	9
	土曜の夜のコンサート	一般区民	1回	60名	1	10
	イス体操(新規)	一般区民	6回	20名	2	1
	楽しく健康タイム ヨガⅠ	一般区民	1回	25名	1	9
	楽しく健康タイム ヨガⅡ	一般区民	1回	25名	1	9

《学校施設を利用した教室》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
西・豊多摩高校	都立学校施設開放 モデル事業	小学～中学生	10回	30名	1	4

《他指定管理施設及び民間施設を利用した教室》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
上井草スポーツセンター他	バスケットボール	知的障がい者	1回	30名	1	4
永福体育館	ビーチスポーツ	一般区民	1回	30名	1	1
大宮前体育館	フェンシング(初級)	小学～中学生	24回	10名	1	1
	フェンシング	小学～中学生	24回	35名	1	1
民間スポーツ施設	ボルダリング	一般区民	5回	10名	1	1
細田工務店 リボン館他	ヨガ・ストレッチ等	一般区民・ 障がい者	1回	20～40 20名	1	9 3

《野外・本部事業》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
明治神宮 スケート場	親子スケート教室	小学生・親	2回	100名	1	1
みなかみ町	スノーシュー体験教室	小学生・親	1回	40名	1	1
青梅市	ラフティング体験教室	小学生・親	1回	40名	1	1
区内体育施設	スロージョギング	一般区民	3回	20名	1	1
区内体育施設	水泳	知的障がい者	1回	10名	1	2
区内体育施設	ウォーキング講習会	一般区民	1回	30名	1	1
都内各所	区民歩こう会(春)	一般区民	1回	250名	1	2
関東近郊	区民歩こう会(秋)	一般区民	1回	200名	1	1
蚕糸の森公園 運動場	ファミリー駅伝	一般区民	1回	240名	1	1

《共催事業》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
ハイランドセンター	ゴルフ体験教室	一般区民	3回	15名	1	1
上信越方面	スキー教室	一般区民	1回	40名	1	1
山梨県都留市	マス釣り大会	一般区民	1回	45名	1	1
阿佐ヶ谷中学校	わんぱく相撲大会	小学生	1回	450名	1	1
下高井戸運動場	少年サッカー(さざんかカップ)	小学生	1回	650名	1	1
荻窪体育館	ふれあいスポ・レクまつり	一般区民	1回	200名	1	1
三鷹市大沢 総合グラウンド他	少年野球(東日本小学生親善 野球大会)	一般区民	1回	480名	1	1

《イベント・大会等》

開催場所	種 目	対 象 者	規模等
区立体育館	スポーツアドバイザー の配置	一般区民	体育館の一般使用時にスポーツアドバイザーを配置(バドミントン、卓球、インディアカ、ソフトバレーボール、パドルテニス、バウンドテニス、なぎなた、フェンシング、ユニカール)
区内体育施設	区民体育祭	一般区民	夏季大会(3競技)、秋季大会(23競技)、冬季大会(3競技)、スポーツ・レクリエーション大会(16競技)の実施
都内各体育施設	都民体育大会派遣	一般区民	春季大会(25競技)、夏季大会(2競技)、冬季大会(2競技)

開催場所	種 目	対 象 者	規 模 等
都内各体育施設	都民生涯スポーツ大会派遣	一般区民	陸上競技他14種目
都内各体育施設	都民スポレク ふれあい大会派遣	一般区民	ミニテニス他6種目
指定管理施設他	スタンプラリーウォーキング (地域資源イベント)	一般区民	区内スポーツ施設・公園等を結んだルートにチェックポイントを設置し、地域探検をしながらウォーキング
味の素スタジアム他	ふれあい観戦	小学生 一般区民	プロチームの試合に招待 Jリーグ:東京ヴェルディ・FC東京 Bリーグ:東京都内のプロバスケットチーム
区内体育施設 区内障害者通所施設	パラスポーツ体験会	障がい者 一般区民	障がい者がスポーツを身近に感じて始められるよう、体験イベント等の実施。 スポーツ施設:2か所、障害者施設:数か所。
桃井原っぱ公園	すぎなみフェスタ	一般区民	区内のスポーツ等の情報発信、体験会、展示等の実施
荻窪体育館	障害者スポーツ拠点づくり (新規)	一般区民	障害者スポーツの拠点となる荻窪体育館の一般使用にボランティアを派遣
財団本部	リモート事業(新規)	一般区民	勤労者、妊婦、障害者など普段体育施設に馴染みのない方を対象にリモートによる教室の実施

第1号事業	事業数 92	134教室	82, 580名
-------	--------	-------	----------

2 スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

開催場所	種 目	対 象 者	規 模 等
区立小・中学校	学校や地域におけるコーディネート	小・中学生	学校や学校支援本部とともに、体育の授業や土曜学校を、コーディネート
区立小・中学校	専門家派遣事業	小・中学生	授業や部活動にトップアスリートや指導者を派遣 50回 (サッカー、陸上、バスケットボール、フェンシング等)
区立児童館	児童館連携事業	小学生～高校生	児童館への指導者派遣、連携した教室の開催 40回 (卓球、親子ヨガ、チアダンス、一輪車等)
区立施設	講演会・講習会の開催	一般区民 スポーツ団体	体育協会等スポーツ団体と共催により、講演会・講習会を開催
区内イベント会場	団体の支援	一般区民	杉並区体育協会及び杉並区スポーツ・レクリエーション協会等スポーツ関係団体の活動支援及びスポーツイベントの支援(さざんかカップ、すぎなみ体操まつり等)
区立中学校	部活動活性化事業	中学生	区立中学校部活動の技術指導を行い、顧問教員の負担軽減、もしくは顧問の技術指導力の向上を図り、部活動の補完、活性化を支援する。
区立施設	すぎなみスポーツ アカデミーの実施	一般区民	A1・A2・B・C・D・フォローアップの各講座開講
区立施設	初級障がい者スポーツ 指導員養成講習会	一般区民	障がい者スポーツの振興の促進に向け、障がい者のスポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を育成する。

第2号事業	事業数 8
-------	-------

3 スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

広報紙やホームページ等の活用により、スポーツに関する情報を提供し、スポーツの普及啓発を図る。

《情報の収集及び提供》

項目	対象者	規模等
広報紙の発行	一般区民	財団の機関紙「マイスポーツすぎなみ」を発行する。 年5回 744,000部 ①4月15日号148,800部(地域のスポーツ紹介、4月～7月の教室情報等) ②7月1日号148,800部(プール特集、7月～10月の教室情報等) ③9月15日号148,800部(スポーツフェスティバル特集、9月～11月の教室情報等) ④11月1日号148,800部(地域のスポーツの紹介11月～2月の教室情報等) ⑤1月15日号148,800部(地域のスポーツの紹介、1月～5月の教室情報等)
財団ホームページ	一般区民	地域のスポーツ・運動の情報をわかりやすく発信するホームページ運営に努め、身近なスポーツに関する話題や教室等の案内、ブログによる施設の紹介を継続して掲載する。
地域紙(各体育施設ごと)の発行		各施設の事業を紹介するチラシ等の作成及びその配布。
クラブ紹介		クラブ入会希望者等へ情報の提供を行う。
歩っとすぎなみ		区内の散歩コースのマップをHPからダウンロードして提供する。
SNS		区スポーツ振興課と財団で運用等

第3号事業	事業数 6
-------	-------

4 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

《体育館》

開催場所	種目	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
荻窪体育館	親子体操Ⅰ	幼児・親	12回	32名	2	1
	親子体操Ⅱ	幼児・親	12回	32名	2	1
	親子体操Ⅲ	幼児・親	10回	32名	2	1
	合気道(入門) 春	一般区民 (中学生以上)	8回	20名	1	1
	合気道(入門) 秋	一般区民 (中学生以上)	8回	20名	1	1
	卓球(初級・初心者)	一般区民	10回	48名	1	1
	いきいきスポーツ教室	一般区民	12回	50名	1	1
	楽しく健康タイム(通年)	一般区民	1回	70名	1	36
	ユニカール	障がい者・一般区民	1回	20名	1	6
	サウンドテーブルテニス	視覚障がい者・一般区民	1回	15名	1	6

開催場所	種 目	対 象 者	回 数	定 員	クラス数	開催数
荻窪体育館	健康体操 I	一般区民	1 回	50 名	1	11
	健康体操 II	一般区民	1 回	50 名	1	11
	太極拳	一般区民	1 回	30 名	1	11
	ボッチャ	障がい者・一般区民	1 回	30 名	1	3
	夏休み体操	小学1～3年生	4 回	20 名	2	1
高円寺体育館	小学生スポーツ I	小学1～3年生	6 回	25 名	2	1
	小学生スポーツ II	小学1～3年生	6 回	25 名	2	1
	こどもスポーツ	未就学児	6 回	25 名	1	1
	親子体操 I	幼児・親	6 回	24 組	2	1
	親子体操 II	幼児・親	6 回	24 組	2	1
	親子体操 III	幼児・親	6 回	24 組	2	1
	親子体操 IV (追加)	幼児・親	6 回	24 組	2	1
	卓球 (初心・初級) I	一般区民	8 回	44 名	1	1
	卓球 (初心・初級) II	一般区民	8 回	44 名	1	1
	フットサル	知的障がい者	1 回	30 名	1	6
	ウォーキングフットサル 教室 (新規)	知的障がい者 ・一般区民	1 回	30 名	1	5
	いきいきスポーツ教室 秋	一般区民	12 回	60 名	1	1
	いきいきスポーツ教室 冬	一般区民	11 回	60 名	1	1
	楽しく健康タイム (通年)	一般区民	1 回	60 名	1	22
	ダーツ	知的障がい者・一般区民	1 回	20 名	1	11
出張教室	一般区民	1 回	40 名	1	3	

《運 動 場》

開催場所	種 目	対 象 者	回 数	定 員	クラス数	開催数
下高井戸運動場	フットサル	一般区民	1 回	30 名	1	18
	陸上 (かけっこ) I	小学生	8 回	50 名	2	2
	陸上 (かけっこ) II	小学生	8 回	50 名	2	2
	サッカー I	小学生	8 回	20 名	2	2
	サッカー II	小学生	8 回	20 名	2	2
	ヨガ	一般区民	1 回	60 名	1	2
松ノ木運動場	テニス	小学生	18 回	12 名	2	1
	テニス (ワンデイ)	一般区民	1 回	14 名	1	8
	テニス (初心者・短期集中)	一般区民	4 回	12 名	1	1
	野球 (初心者・春)	4歳以上の未就学児	8 回	20 名	1	1
	野球 (初心者・秋)	4歳以上の未就学児	8 回	20 名	1	1
	野球 (初級・春)	小学1～3年生	8 回	20 名	1	1
	野球 (初級・秋)	小学1～3年生	8 回	20 名	1	1
	ノルディックウォーキング	一般区民	1 回	20 名	1	7
	陸上 (かけっこ) 春	小学2年生	6 回	15 名	1	1

開催場所	種 目	対 象 者	回 数	定 員	クラス数	開催数
松ノ木運動場	陸上(かけっこ) 秋	小学2年生	6 回	15 名	1	1
	陸上(かけっこ) 春	小学3～6年生	6 回	20 名	1	1
	陸上(かけっこ) 秋	小学3～6年生	6 回	20 名	1	1
	陸上(ランニング)	一般区民	4 回	20 名	1	1
	キッズコンディショニングⅠ	未就学児	4 回	20 名	1	1
	キッズコンディショニングⅡ	小学生	4 回	20 名	1	1
	フットサル教室(新規)	小学生	8 回	20 名	1	1

《プ ー ル》

開催場所	種 目	対 象 者	回 数	定 員	クラス数	開催数
杉並第十小学校 温水プール	小学生水泳Ⅰ	小学生	8 回	25 名	2	1
	小学生水泳Ⅱ	小学生	8 回	25 名	2	1
	幼・小水泳	年長～小学1・2年生	4 回	20 名	2	1
	アーティスティックスイミング(初心初級)	小学生	19 回	20 名	1	1
	アーティスティックスイミング(経験者)	小学4年～中学生	19 回	20 名	1	1
	アーティスティックスイミング体験会	小学生	1 回	20 名	1	1
	ベーシックアクアサイズ	一般区民	1 回	30 名	1	15
	シェイプアップアクアサイズ	一般区民	1 回	30 名	1	15
	ワンポイント(泳力アップ)	一般区民	1 回	10 名	1	16
	ワンポイント(個人向け)	一般区民	1 回	10 名	1	16
	ワンポイント(知的障がい者向け)(新規)	知的障がい者	1 回	10 名	1	8
	ワンポイント(気管支喘息向け)(新規)	一般区民	1 回	10 名	1	8
	ワンポイント(身体障がい者向け)(新規)	身体障がい者	1 回	10 名	1	8
	ワンポイント(バタフライ)	一般区民	1 回	10 名	2	2
	ワンポイント(ブレスト)	一般区民	1 回	10 名	2	2
	ワンポイント(バックストローク)	一般区民	1 回	10 名	2	2
	ワンポイント(夏休み)	一般区民	1 回	10 名	1	4
	水中運動	一般区民	1 回	30 名	1	8
	アクアビクス	一般区民	1 回	30 名	1	8
	障がい者水泳	知的障がい者	1 回	10 名	1	1

《イ ベ ント》

開催場所	種 目	対 象 者	規 模 等
荻窪体育館	スポーツフェスティバル (下高区民集会所まつりを含む)	一般区民	スポーツ大会、体験教室、健康相談、ワンポイント レッスン等、各種イベントの実施
高円寺体育館			
下高井戸運動場			
松ノ木運動場			
杉十小温水プール			

第4号事業	事業数 56	73教室	31,144名
-------	--------	------	---------

5 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業(第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設については、「杉並区体育施設等に関する条例・同条例施行規則」、「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例・同条例施行規則」等に基づき、公平・平等な施設管理を行う。

- (1) 施設の管理運営
施設の利用料金徴収、使用承認
- (2) 団体登録
- (3) 施設等の維持管理
施設等の小規模修繕

管理区分	種 別	規 模 等
指定管理者	運動場	松ノ木運動場、下高井戸運動場
	体育館	荻窪体育館、高円寺体育館
	集会施設	下高井戸区民集会所
業務受託	運動場	和田堀公園野球場、和田堀調節池壁打ち庭球練習場、蚕糸の森公園運動場
	プール	杉並第十小学校温水プール

6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業(第6号事業)

- (1) 各種会議の開催
 - ① 理事会・評議員会の開催
財団の事業計画や予算・決算等を審議する。
 - ② 施設長会、事故防止委員会、財団向上検討会の開催
財団の業務運営を円滑に進めるため、定例的に開催する。
- (2) 各種研修の実施
職員の専門知識やスキルアップを図ることを目的として、各種研修を実施する。
また、他の機関が開催するセミナーや講習会への積極的な参加を進める。
 - ・普通救命救急講習
 - ・接遇研修
 - ・パソコン研修

7 物販等に関する事業

- (1) 自動販売機による飲料水等の販売
設置数11台: 下高井戸運動場3台、高円寺体育館2台、荻窪体育館1台
松ノ木運動場4台、杉並第十小学校温水プール1台
- (2) 貸出用有料ロッカーの設置
設置数44台: 下高井戸運動場9台、高円寺体育館12台、荻窪体育館14台
松ノ木運動場9台
- (3) 音波振動マシンの設置
設置数3台: 下高井戸運動場1台、高円寺体育館1台、荻窪体育館1台
- (4) スポーツ用品等の販売(テニス・卓球のボール、タオル等)

令和3年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

収支予算書

令和3年度収支予算書（当初予算）

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

令和3年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の収支予算は、次の定めるところによる。

（収支予算の総額）

収益の総額は、405,843千円、費用の総額は、434,495千円と定める。

なお、当期収支差額△28,722千円は、前期繰越金を以ってこれに充てる。

（収支予算の科目の区分及び金額）

収支予算の科目の区分及び金額は、次表による。

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増(△)減
	公 1	収 1					
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
（1）経常収益							
基本財産運用益	2,110,000	0	234,000	0	2,344,000	2,344,000	0
基本財産受取利息	2,110,000	0	234,000	0	2,344,000	2,344,000	0
事業収益	304,826,000	1,609,000	0	0	306,435,000	298,272,000	8,163,000
参加料収益	56,227,000	0	0	0	56,227,000	55,865,000	362,000
体育施設等利用料	72,235,000	0	0	0	72,235,000	66,026,000	6,209,000
指定管理料収益	124,323,000	0	0	0	124,323,000	129,158,000	△ 4,835,000
業務受託料収益	52,041,000	0	0	0	52,041,000	45,629,000	6,412,000
自動販売機手数料	0	1,050,000	0	0	1,050,000	1,130,000	△ 80,000
有料ロッカー使用料	0	271,000	0	0	271,000	228,000	43,000
用具貸出・販売手数料	0	288,000	0	0	288,000	236,000	52,000
受取補助金等	83,354,000	0	13,581,000	0	96,935,000	87,264,000	9,671,000
区補助金収入	83,354,000	0	13,581,000	0	96,935,000	87,264,000	9,671,000
受取寄付金	0		1,000	0	1,000	1,000	0
雑収益	63,000	0	65,000	0	128,000	128,000	0
受取利息	0	0	2,000	0	2,000	0	2,000
雑収益	63,000	0	63,000	0	126,000	128,000	△ 2,000
経常収益計	390,353,000	1,609,000	13,881,000	0	405,843,000	388,009,000	17,834,000

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比較 増(△)減
	公 1	収 1					
(2) 經常費用							
事業費							
役員報酬	2,698,000	0	0	0	2,698,000	3,360,000	△ 662,000
給料手当	163,201,000	14,000	0	0	163,215,000	134,735,395	28,479,605
福利厚生費	23,771,000	7,000	0	0	23,778,000	20,378,643	3,399,357
旅費交通費	507,000	1,000	0	0	508,000	394,845	113,155
通信運搬費	1,615,000	0	0	0	1,615,000	1,363,000	252,000
減価償却費	277,000	44,000	0	0	321,000	528,691	△ 207,691
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	8,704,000	6,000	0	0	8,710,000	7,275,713	1,434,287
修繕費	6,650,000	0	0	0	6,650,000	6,322,000	328,000
印刷製本費	666,000	0	0	0	666,000	751,000	△ 85,000
燃料費	9,000	0	0	0	9,000	9,000	0
光熱水費	34,751,000	0	0	0	34,751,000	33,655,000	1,096,000
賃借料	8,046,000	852,000	0	0	8,898,000	6,417,000	2,481,000
保険料	1,777,000	0	0	0	1,777,000	1,954,000	△ 177,000
諸謝金	16,612,000	0	0	0	16,612,000	17,175,000	△ 563,000
租税公課	12,573,000	0	0	0	12,573,000	13,111,000	△ 538,000
負担金支出	14,876,000	0	0	0	14,876,000	13,496,000	1,380,000
委託費	122,578,000	0	0	0	122,578,000	120,058,000	2,520,000
著作権料	379,000	0	0	0	379,000	377,000	2,000
事業費計	419,690,000	924,000	0	0	420,614,000	381,361,287	39,252,713

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	本 予 年 度 額	前 予 年 度 額	比較 増(△)減
	公 1	収 1					
管理費							
役員報酬	0	0	4,604,000	0	4,604,000	5,598,000	△ 994,000
給料手当	0	0	833,000	0	833,000	687,605	145,395
福利厚生費	0	0	400,000	0	400,000	458,357	△ 58,357
会議費	0	0	30,000	0	30,000	30,000	0
旅費交通費	0	0	24,000	0	24,000	33,156	△ 9,156
通信運搬費	0	0	619,000	0	619,000	630,000	△ 11,000
減価償却費	0	0	7,000	0	7,000	14,247	△ 7,247
消耗什器備品費	0	0	491,000	0	491,000	390,000	101,000
消耗品費	0	0	316,000	0	316,000	368,288	△ 52,288
修繕費	0	0	80,000	0	80,000	100,000	△ 20,000
印刷製本費	0	0	128,000	0	128,000	110,000	18,000
光熱水費	0	0	441,000	0	441,000	427,000	14,000
賃借料	0	0	1,531,000	0	1,531,000	1,492,000	39,000
保険料	0	0	272,000	0	272,000	275,000	△ 3,000
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	246,000	0	246,000	154,000	92,000
負担金支出	0	0	414,000	0	414,000	418,000	△ 4,000
委託費	0	0	2,753,000	0	2,753,000	4,205,000	△ 1,452,000
手数料	0	0	610,000	0	610,000	630,000	△ 20,000
渉外費	0	0	67,000	0	67,000	50,000	17,000
雑費	0	0	15,000	0	15,000	30,000	△ 15,000
管理費計	0	0	13,881,000	0	13,881,000	16,100,653	△ 2,219,653
經常費用計	419,690,000	924,000	13,881,000	0	434,495,000	397,461,940	37,033,060

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増(△)減
	公 1	収 1					
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 29,337,000	685,000	0	0	△ 28,652,000	△ 9,452,940	△ 19,199,060
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 29,337,000	685,000	0	0	△ 28,652,000	△ 9,452,940	△ 19,199,060
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 29,337,000	685,000	0	0	△ 28,652,000	△ 9,452,940	△ 19,199,060
他会計振替額	655,000	△ 655,000	0	0	0	0	0
税引前 当期一般正味財産増減額	△ 28,682,000	30,000	0	0	△ 28,652,000	△ 9,452,940	△ 19,199,060
法人税、住民税及び 事業税	0	70,000	0	0	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 28,682,000	△ 40,000	0	0	△ 28,722,000	△ 9,522,940	△ 19,199,060
一般正味財産期首残高	△ 3,667,000	562,000	109,897,000	0	106,792,000	110,122,064	△ 3,330,064
一般正味財産期末残高	△ 32,349,000	522,000	109,897,000	0	78,070,000	100,599,124	△ 22,529,124
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	0	50,000,000	0	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	450,000,000	0	50,000,000	0	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	417,651,000	522,000	159,897,000	0	578,070,000	600,600,000	△ 22,530,000

令和3年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

資金調達及び設備投資の見込み

令和3年度資金調達及び設備投資の見込み

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 資金調達の見込みについて

なし

2 設備投資の見込みについて

なし

令和3年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込み

令和3年3月発行



《編集・発行》

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

杉並区阿佐谷南一丁目 14 番 2 号

みなみ阿佐ヶ谷ビル 8 階

電話 03(5305)6161

FAX 03(5305)6162